

国別情報整理シート(暫定版)
(パナマ)

1. 生体牛に関する情報			1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	合計		
			頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数		
侵入リスク	生体牛の輸入	輸入実績	英国							
			欧州(中程度汚染国)							
			欧州(低汚染国)							
			米国							
			カナダ							
			その他(メキシコ)							
		合計	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し		
		暴露要因となった可能性のある輸入牛	英国							
			欧州(中程度汚染国)							
			欧州(低汚染国)							
	米国									
	カナダ									
	その他(メキシコ)									
	合計	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し		
回答書に記載がないため、不明										
肉骨粉(MBM)の輸入	輸入実績	英国								
		欧州(中程度汚染国)								
		欧州(低汚染国)								
		米国								
		カナダ								
		その他()								
	合計	0	0	0	0	0	0			
	暴露要因となった可能性のあるMBM	英国								
		欧州(中程度汚染国)								
		欧州(低汚染国)								
米国										
カナダ										
その他()										
合計	0	0	0	0	0	0	0			
パナマではこれまでMBMを輸入していない。										
動物性油脂の輸入	輸入実績	英国								
		欧州(中程度汚染国)								
		欧州(低汚染国)								
		米国								
		カナダ								
		その他()								
	合計	0	0	0	0	0	0			
	暴露要因となった可能性のある動物性油脂	英国								
		欧州(中程度汚染国)								
		欧州(低汚染国)								
米国										
カナダ										
その他()										
合計	0	0	0	0	0	0	0			
パナマはこれまで動物性油脂を輸入していない。										
輸入規制の概要等	<p>{生体牛} 1996年 BSE発生国を原産国とする生体牛の輸入を禁止。</p> <p>{MBM}{動物性油脂} 1996年 BSE発生国を原産国とする牛製品、牛副産物の輸入を禁止 2001年 BSEが発生国を原産国とする全ての製品の輸入を禁止</p> <p>(第三国経由での輸入に対する規制) 第三国経由での輸入は禁止されている。</p>									

暴露・増幅リスク	飼料規制の概要・遵守状況等	飼料給与規制 (2.1.1)	2001年 反すう動物由来の肉骨粉、血液、油脂及び他の危険部位を反すう動物の飼料として使用することを禁止。
		飼料給与方法 (2.2.1.1)	子牛は初乳。 その後は、改良された天然牧草及びトウモロコシ、米、ソルガムの収穫後の廃棄物。
		牛と豚・鶏との混合飼養の有無 (2.2.1.3)	不明
		飼料製造施設 (2.2.2.1) (2.2.2.3)	[飼料生産施設数] 1991-1995年 1996-2000年 2001-2005年 2006年以降 25 30 42 42 調査によると、全て混合施設で、1種の動物の飼料だけを生産している施設はない。
		飼料給与に関する規制の遵守状況 (2.2.3.1)	動物衛生総局 (DINASA) が所轄している。 確認方法は施設の登録・検査、訪問、MBMの使用調査のためのサンプル採取。 確認結果に関する統計はなし。
		飼料製造・流通に関する規制の遵守状況 (2.2.3.3)	動物衛生総局 (DINASA) が実施。 確認方法は施設・設備の通常検査とモニタリング。 2003-2007年に年間約10件の検査を行い、これまでに違反は見つかっていない。
		飼料サンプリング (2.2.4)	飼料のサンプリング制度は2007年より開始された。 サンプルは飼料製造施設及び小売施設において採取されている。 [検査結果 (2007年)] 牛、豚、馬及び鶏用の飼料について合計65サンプル分析を行い、全て不検出 検査の感度: 反すう動物の副産物を1%レベルで、肉骨粉を2%レベルで検出
	牛由来のMBMを給餌されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について (2.2.5)	コメントなし	
	レンダリングの実施状況	レンダリング施設数・生産量 (2.3.1.1)	データ無し (飼料製造・生産工場のデータのみ記載あり)。
		レンダリング処理方法 (2.3.1.1)	データ無し。
交差汚染防止対策 (2.3.1.1)		加工済み飼料のサンプリング結果により確認。	
レンダリング規制 (2.3.2.2)		動物衛生総局 (DINASA) が実施。 遵守状況確認の方法や確認結果は記載無し。	
SRMの利用実態等	SRMの定義 (2.3.1.1)	SRMの定義無し。	
	SRM (頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部) の利用実態 (2.3.3.2)	データ無し。	
	SRM (頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部) の処理方法 (2.3.3.3)	動物用飼料の生産にこれらの部位は使用されていない。	
その他	牛以外の動物のTSE発生状況 (2.4.1)	発生なし。	
	国内防疫規制 (2.4.2)	TSEに関しての記載なし (牛結核およびブルセラについて記載)。	

サーベイランスによる検証	母集団の構造		成牛の頭数:約70万頭
	サーベイランスの概要・成績	実施対象及び実施範囲	2006年5月にBSEの疫学的モニタリングに関するガイドラインを示し、BSEのサーベイランスを行っている。 システムはOIEのコードに基づいて行われており、牛群の分類は、OIEの陸性動物衛生規約(Terrestrial Animal Health Code)付録3.8.4.「BSEサーベイランス」第3.8.4.2条「牛母集団の説明」の定義と同様である。 「臨床的に疑いのある牛」に分類される牛については、疾病が発見される可能性が他より大きいため、サンプリングはこの牛群に焦点を当てるべきであるとされている。
		カテゴリー別の年間母集団(2006年)	記載なし
		サーベイランス計画の策定根拠	OIEのコードのタイプBサーベイランスに従いサーベイランス計画を策定。 成牛の頭数が約70万頭であることから、7年間で9万ポイント以上(年間約13,000ポイント)の蓄積が必要とされ、これを各県の牛の飼育頭数に基づき比例配分してサンプリング基準を設定。
		疑似患者及び陽性患者を検出した際の処理に関する規制	記載なし。
		サーベイランスの成績	記載なし。
	検査手法	試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法	歯列による年齢判定
		検査材料採取手法	ガイドラインにおいてサンプルの採材方法を規定。 視床、基部を含む小脳、橋及び門部を含むように採取し、10%生食ホルマリン溶液で保存する。
		検査手法(一次検査、確認検査)	病理組織学的検査。
	BSE認知プログラム・届出義務等		記載なし。

2. 食肉に関する情報		
と畜対象	トレーサビリティ(1.1)	記載なし。
	と畜頭数(1.2)	記載なし。
各と畜処理の	と畜場の概要	<p>【と畜場数】(2007年) 20施設 -1日あたりのと畜頭数が100以下・・・17施設 -1日あたりのと畜頭数が101～500・・・3施設</p> <p>【食肉検査官・獣医官の数】(2.2.2) 食肉検査官 10名 獣医官 20名</p> <p>【食肉検査官・獣医官の配置状況】(2.2.2) と畜場での獣医師の任務は、と畜前検査から脱骨作業の間の確認作業であり、各検査ポイントで検査員の監督を行っている。</p>
	と畜前検査(2.3)	<p>【と畜前検査】 原産地証明あるいは健康証明書及び動物到着時の囲いにおける記録書類あり。</p>
	と畜場でのBSE検査(2.4)	<p>不明(記載無し) と畜場における検査実施要領は無し。 月齢は牛の歯列及び生産者からの証明書により確認する。</p>
	スタンニング(2.5)	<p>・スタンガンを使用していると畜場数・・・3施設(20%)、使用していないと畜場数・・・17施設(80%) -使用していると畜場は全て弾丸が頭蓋腔内に進入する -圧縮した空気またはガスを頭蓋腔内に注入する方法か否かは不明</p> <p>・と畜ハンマーを使用していると畜場数・・・17施設(80%)、使用していないと畜場数・・・3施設(20%)</p>
	ピッシング(2.6)	ピッシングに関する規則は無し。20%のと畜場でピッシングを行っている。
	SRMの除去(2.7.1)	<p>(1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと体を切断し、せき髄片を回収しているか。 -1997年12月29日付け決議29号に従って、洗浄している。</p> <p>(2)回収したせき髄片の処理状況 -廃棄はしていない</p> <p>(3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか。 -1997年12月29日付け決議29号に従って、洗浄している。</p> <p>(4)背割り後、せき柱中のせき髄を除去しているか。なお、除去している場合は、除去方法について記載。 -へらと水圧を利用して手動で行っている。</p> <p>(5)せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか。 -洗浄している。</p> <p>(6)と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか。 -確認している。ただし、法的義務ではなく適正規範として行っている。</p> <p>(7)背割りを行っていないと畜場数。その際の処理解体方法の内容 -なし</p> <p>(8)背割りを正中線からずらすような指導を行っているか。 -指導していない。</p> <p>(9)背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っているか。 -行っていない。</p> <p>【頭部(扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部の処理】 食用に使用されている。</p> <p>【せき柱の取り扱い】 廃棄せず利用している。</p>
	SSOP、HACCPに基づく管理(2.8)(3.4)	<p>【と畜場】 SSOP及びHACCPは2001年10月10日付け命令352号及び2003年3月31日付け命令第81号で定められている。 SSOP及びHACCPを導入していると畜場は20%。</p> <p>【食肉処理場】 SSOP及びHACCPは定められていない。</p>
	食肉等のリスク	食肉及び機械的回収肉(MRM)
内臓(4.2)		記載なし。
その他	日本向け輸出の付加的要件等	記載なし。